

◆スポーツ活動助成事業（事業開催助成）の内容等

■スポーツ事業開催助成金とは

一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団助成金交付基準の文化スポーツ事業開催助成金で掲げるスポーツの普及振興のために開催する事業に対する助成金のこと。

1. 対象となる団体

一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団に加盟しているスポーツ団体であること。

2. 対象となる事業

1に規定する団体が主に町民を対象として実施する次に掲げるものとする。

- 1) 各種スポーツの普及振興を目的とした事業であること。
- 2) 中標津町内で開催される事業であること。
- 3) 1に規定する団体が主催・主管・共催するいずれかの事業であること。
*冠が付いている事業については適用しない。
- 4) 1団体について年間、最大2事業まで助成可能とする。
- 5) 2次募集を行う場合、1次募集で対象外とした事業の申請は受け付けない。
*上記項目がすべて当てはまる事業が対象事業となる。

3. 助成対象経費及び助成金額の算出方法等

- ・助成金額算出については対象事業に係わる助成対象経費に対して30%とし、助成金の限度額は上限100千円・下限10千円とする。（1千円未満は切捨てとする）ただし、主催団体の自己負担額と同等の金額を上限とする。
- *周年（10年規模）などの記念事業については、助成対象経費に対して33%とし、限度額は上限110千円・下限10千円とする。
- *主催団体の自己負担が無い事業は対象外とする。
- *確定金額算出後、助成額10千円を満たない事業に対しては助成対象外事業とする。